
第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、平成29年9月15日現在1億2,672万人であり、平成23年以降6年連続の減少となっています。また人口構成を見ると、少子高齢化の進行が浮き彫りとなっており、65歳以上の高齢者は3,514万人、前年に比べて約57万人の増加となり、高齢化率は27.7%と、およそ4人に1人が高齢者となっています。総人口が減少する中で、高齢者数は着実に伸びており、「近い将来には…」と言われてきた超高齢化社会は既に始まっていると捉えられます。また、現代社会では高齢者を取り巻く環境も大きく変化しており、核家族化の進行、夫婦共働き世帯の増加、一人暮らし高齢者の増加、地域性の希薄化など、高齢者の孤立化も懸念されます。

宮古島市の高齢化率は、平成14年で既に20.9%(住民基本台帳)となっており、平成29年9月では24.8%まで上がっています。全国平均をやや下回っていますが、県平均よりは高くなっています。また、介護保険制度の開始以来、介護サービスの利用は増え続けており、市では訪問介護と通所介護の利用が多くなっています。

このような状況の中、国では第5期計画以降、団塊の世代が全員高齢者となる2025年(平成37年)を見据えた「地域包括ケアシステム」の推進を掲げており、市町村においては介護サービスや介護予防のみならず、在宅医療・介護連携、生活支援、住まい、においても高齢者を包括的に支援する体制の整備を進めているところです。

市では、平成27年3月に「高齢者福祉計画並びに第6期介護保険事業計画」を策定し、基本理念「心と体の幸せづくり～自立と支えあいで築く健康長寿のまち 宮古島」を掲げ、介護予防の取り組みのほか、地域の見守り活動や防犯・防災、バリアフリー等を盛り込みました。計画の見直し時期を迎えるにあたり、これまでの事業や施策の実施状況を点検し、課題を整理するとともに、地域包括ケアシステムの推進を中心とした、今後3年間の高齢者福祉事業や施策を掲げる計画を策定しました。

2. 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定するものです。

(参考：老人福祉法より)

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

(参考：介護保険法より)

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条の 1 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、高齢者の自立した地域生活を支援するため、福祉サービスの提供、相談支援、生きがいつくり等について掲げていく計画です。“住み慣れた地域で安心して自立生活をおくる”ためには、保健や福祉に関わる事業だけではなく、就労支援、地域福祉の向上、地域の安全管理(防犯や防災)、住居の確保、バリアフリーの環境整備等といった「生活環境」の向上も不可欠です。このため、本計画策定においては、これらの施策についても盛り込み、高齢者が安心して地域生活をおくるために必要な施策を総合的に掲げています。

本計画は、第3期計画までは「高齢者保健福祉計画」として保健・福祉の施策を掲げるものでしたが、平成20年度からは老人保健法が廃止となり、第4期計画から「高齢者福祉計画」のみの策定となっています。

計画書は「高齢者福祉計画」という名称ですが、福祉と保健は密接に関係しているものです。若い世代からの健康づくりは将来の生き生きとした生活へとつながるものであるほか、介護予防の取り組みには高齢者の健康状況の把握が不可欠です。このことから、保健分野と福祉分野が連携を保ち、施策を推進することを掲げています。

(3) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込量や見込量確保のための方策、介護保険料の算定、事業を円滑に運営するための方策等を掲げるものです。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体として策定することが法で示されています。両計画を一体的に策定することで、介護保険サービスと福祉サービス、また地域支援の必要性などについての連絡調整体制を強化し、高齢者への適正なサービス提供が図られるように推進することを掲げています。

3. 第7期計画について

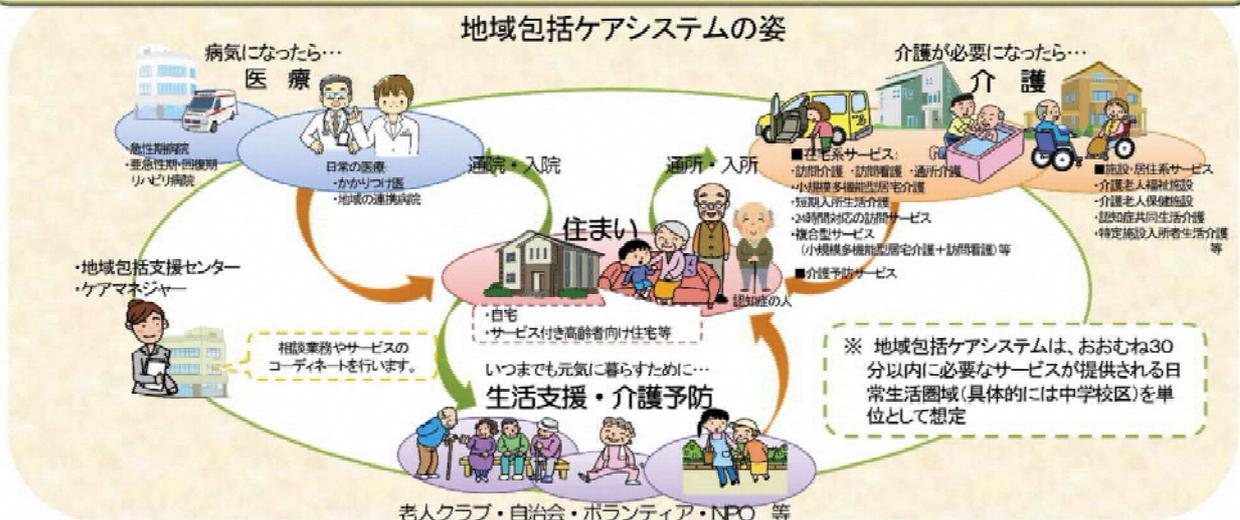
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

全国的に見ると、2025年(平成37年)には、これまで以上に後期高齢者が増加すると予測されます。特に沖縄県では、2025年だけではなく、さらにその先の2040年にむけて後期高齢者が急増し、全国でもっとも高い伸びをすると予測されています。今後の後期高齢者の推計値を見極めながら、平成37年(2025年)やさらにそれ以降の後期高齢者の急増を見据え、増大する前段階から対策を進める必要があります。

宮古島市においては、県より緩やかではありますが同様の傾向となっており、2025年そして、それ以降の後期高齢者の急増を見据え、増大する前段階から対策を進める必要があります。国では介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの構築」を目指しており、第6期では、介護予防の取り組みを見直した「介護予防・日常生活支援総合事業」が導入されるとともに、「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症対策の体制強化」、「生活支援体制整備事業」等が示され、市においても取り組んできたところであります。

第7期においては、第6期の方向性を維持しながら、第8期、第9期を見据えて段階的に取り組みを進めていく時期であります。特に、第6期より計画された「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)は、3年の移行期間を経て、第7期から完全に市町村事業として実施されます。この事業の新たな展開について検討し、計画的に進める必要があります。また、県の医療計画との連携・整合性を図り、在宅医療と介護との連携を本格的に図る時期でもあります。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

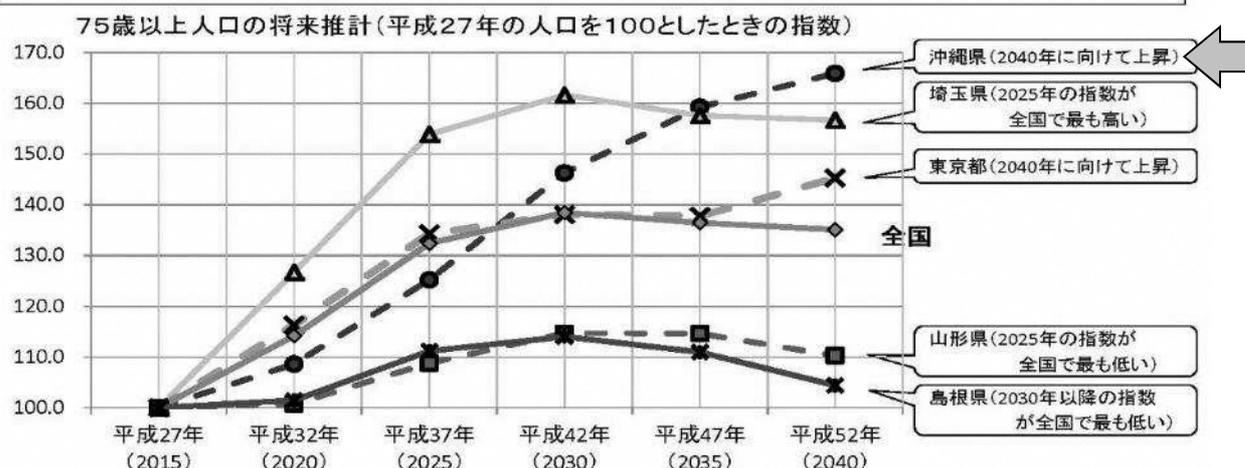


2025年までの各地域の高齢化の状況

○75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。

※2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年が一番高いのが34道府県、2035年が一番高いのが9県
※沖縄県、東京都、神奈川県、滋賀県では、2040年に向けてさらに上昇

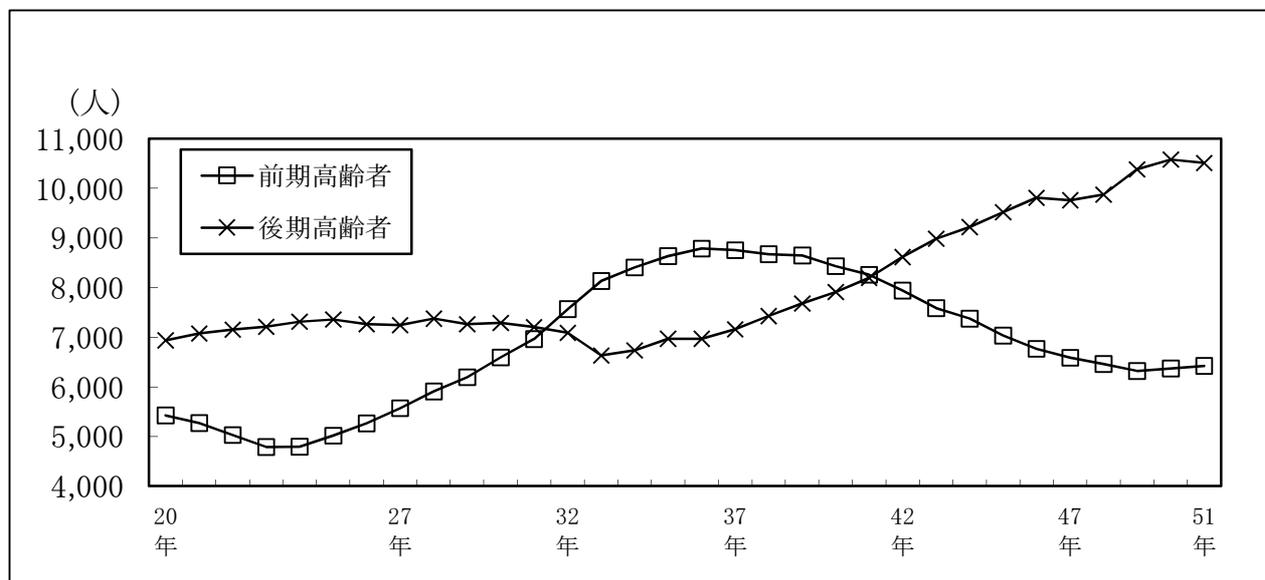
○2015年から10年間の伸びの全国計は、1.32倍であるが、埼玉県、千葉県では、1.5倍を超える一方、山形県、秋田県では、1.1倍を下回るなど、地域間で大きな差がある。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

22

■宮古島市の高齢化の予測(前期高齢者数、後期高齢者数の推計)



※平成27年の後期高齢者数を100とした時の平成51年の後期高齢者指数=145.1(県より低い。東京と同程度)

(参考:後期高齢者数推計値:H27=7,241人(100.0) H47年=9,758人(134.8) H51年=10,506人(145.1))

(2) 第7期計画策定にあたって留意する事項

①自立支援、重度化防止のための取り組み

平成29年介護保険法改正により、保険者機能の強化が示されました。国の「見える化システム」(市町村の介護保険実績データ等が蓄積され、全国他市町村と比較分析できるシステム)やKDBシステム(国保の健診データの活用)、アンケート調査結果の活用等により、地域分析を行い、市町村の実情に沿った自立支援と重度化防止を図るものです。そのなかで、高齢者の自立・重度化防止等に向けた保険者の取り組みの達成状況を評価できるように、国では客観的な指標を設定し、達成状況に応じた財政的インセンティブの付与を行うこととしています。本市でも、国の示す指標を達成できるように、高齢者の自立支援・重度化予防に取り組んでいきます。

②介護離職の解消（一億総活躍社会の実現の対策の一つ）

国では、誰もが社会の一員として、家庭・職場・地域などで、生きがいを持って充実した暮らしができることを目指す「一億総活躍社会の実現」のための取り組みを掲げています。この考え方の柱には、「介護離職ゼロ」があり、仕事をしている介護者が、離職せずに働きながら介護したり、あるいは介護施設を利用できる環境を作るなど、介護サービスの確保を重視しています。本市でも介護離職ゼロに向けて介護サービスの充実を目指すよう、サービス量を見込んでいます。

③医療・介護の連携推進

地域包括ケアシステムの構築においては、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築することを目指しています。医療と介護の分野は、これまで、それぞれが計画策定してきた医療計画と介護保険事業計画を、整合性を図りながら同時期に策定していくこととします。

連携においては、医療計画における医療療養病床(慢性期)の病床数削減により、在宅で医療や介護サービスを受ける人及び介護施設を利用する人のための受け皿の確保等について見込みに盛り込むなど、一体的な考え方で設定されています。本市でも、この考え方を踏まえながら給付費を算出しています。

④共生社会の実現に向けた取り組み

国では、高齢者、障がい者、児童などの分野を超えた総合的な支援の提供を図るために、「我が事・丸ごと」による共生社会の実現を目指しています。市町村においては、「新しい地域包括支援体制の構築」が必要となっており、これまでの地域包括ケアシステムによるネットワークづくりを進めながらも分野を超えて包括的支援を広げ、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を目指す必要があります。市の地域福祉計画やその他の個別計画も踏まえながら、市としての整備の方向性を今後検討し、対応を図ります。

⑤地域住民の参加(主体による)によるサービスの提供推進

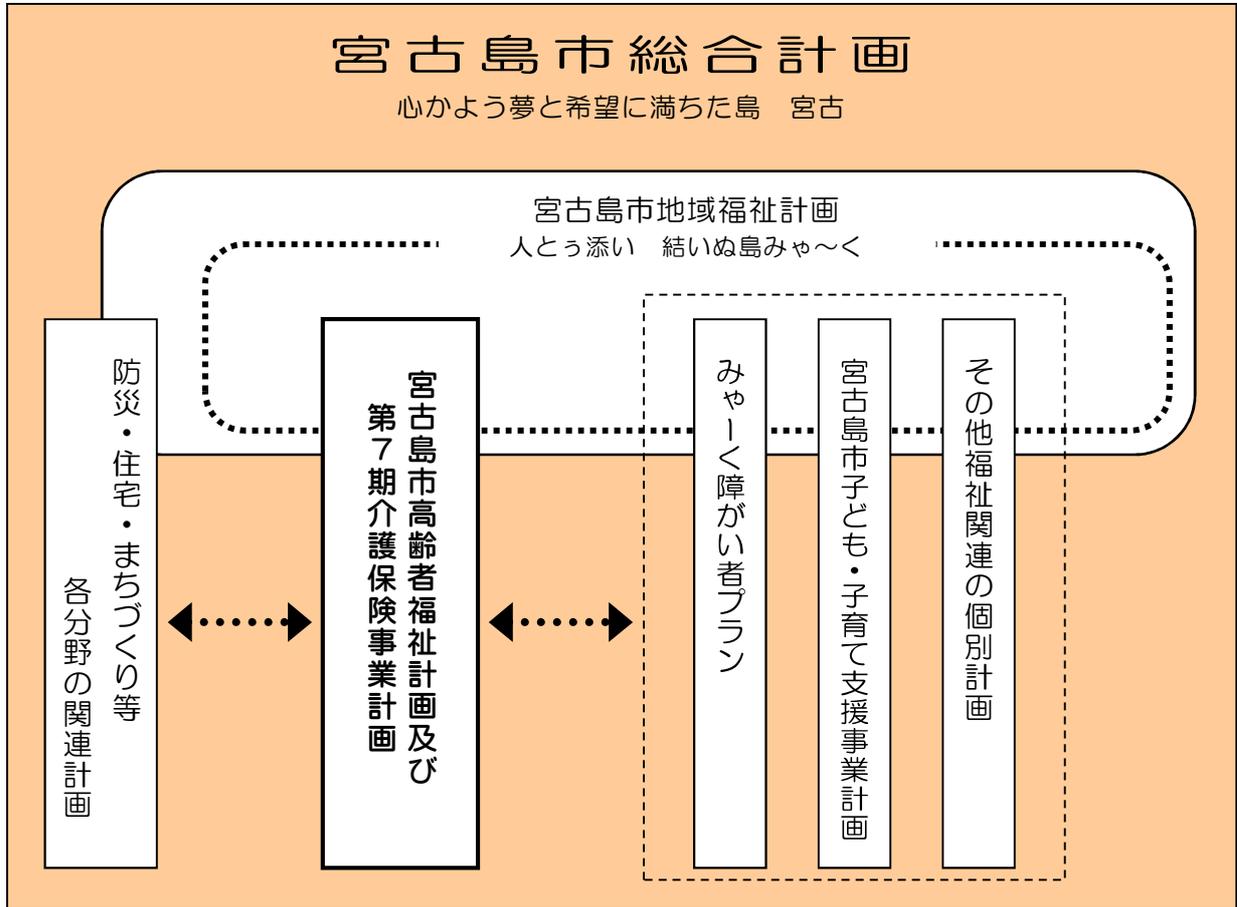
介護保険事業等においては、これまで介護保険サービスや地域生活支援事業における介護予防の取り組みなど、公的サービスの提供がそのほとんどを占めていました。その中で、介護にかかる給付費が増大したり、サービスを「受ける」ことが当たり前になり、地域の支え合いや自らが積極的に地域参加していく機会が薄れる要因の一つにもなってきています。

高齢者の健康保持や介護予防においては、地域活動に参加し、日頃から役割を持っていくことが認知症を始めとする介護予防につながることを国からも報告されています。

「介護予防・日常生活支援総合事業」のなかでも、訪問型や通所型のサービス提供において、「住民主体によるサービス」が設けられ、インフォーマルなサービスで、隣近所等の身近な地域における支え合いを重視してきています。市でも住民主体による取り組みを進め、介護予防の推進とともに生きがいづくりや地域支え合いの環境づくりを図ります。

4. 計画の位置づけ

本計画の策定においては、まちづくりの羅針盤である市の総合計画や、「宮古島市地域福祉計画」との整合性を図るほか、福祉分野の計画と横断的な施策の展開を行うように進めます。



5. 計画の策定体制

(1) 事務局

事務局は高齢者への福祉サービスや介護保険事業について担当している高齢者支援課におき、計画策定に関連する各課との連携により策定を行いました。

(2) 宮古島市介護保険事業計画等策定委員会

本計画の策定に関し、必要な事項の検討及び審議を行う組織として、「宮古島市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、5回の委員会を開催し検討を行いました。

6. 計画の推進

(1) 計画の点検・評価の実施

本計画の推進にあたっては、計画策定に携わった「宮古島市介護保険事業計画等策定委員会」を活用し、年1回協議の場を設け、推進状況の点検・評価を行います。

事業・施策の評価を行う際には個別の事業について、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に評価し、必要に応じて事業の内容の変更や追加などを行っていきます。また、施策についても、これまでの取組みを評価し、今後の展開につなげます。

(2) 計画の広報啓発

市民に対する本計画の周知、広報を図るため、市の広報誌やホームページへの計画内容の掲載を行うほか、民生委員や自治会長、各地域への説明会を開催し、介護予防や介護保険、地域の支えあい、健康づくりなど、市が抱える問題や市が目指しているものの周知や、高齢者福祉への理解と関心が高まるように努めます。

(3) 市民、民間、NPO、ボランティア団体、行政の協働の推進

本計画は、さらなる介護予防の推進と、より地域に密着した事業展開を目標としています。このため、地域住民の結束、連携、そして地域福祉を支える団体等との協働が必要です。

行政側は、市民、団体等の取り組みへの協力を積極的に行うとともに、市民が行う取り組みを広く広報したり、取り組みのための足がかりとなる呼びかけや取り組み方法の指導、話し合いの場づくりなど、自主的な活動をしやすい、地域の輪が広がりやすい環境づくりに努めます。

(4) 宮古島市社会福祉協議会への支援の充実

市民を主体とした地域活動を推進し、地域に根ざしたボランティア活動や市からの委託事業、福祉ネットワークづくりの中心となる社会福祉協議会の活動について、自立性を尊重しながら積極的に支援していきます。

(5) 公民館・既存施設の有効活用

地域での活動を展開するには、その拠点となる「公民館」の充実が必要です。地域デイサービスなどの活動が展開できるように、利用しやすい公民館の活用に努めます。

また、公民館を拠点とした地域福祉の充実が図られるように、公民館のデイサービスと子どもたちの放課後児童対策、子どもの一時預かり的機能などが複合的に行えるような地域づくり、及びそれが可能となるような公民館づくりを目指し、複合的な施設づくりに向けた検討を進めます。

7. 計画の期間

介護保険事業計画の策定は3年を1期とするものとされています。市では、この計画期間に合わせて高齢者福祉計画の見直しも行ってきました。第7期においても同様とし、平成30年度～平成32年度までの3か年計画で策定しています。

